

## 研究報文

# 主として当時の触書類より考察した京阪両都市の 庶民生活に天明飢饉が及ぼした影響

浅見 益吉郎

The Influence of “Tenmei Famine” on the Civil Lives of Both Kyoto  
& Osaka Cities, Mainly Speculated from the Official  
Proclamations of Those Days.

Masukichiro Asami

### 1. はじめに

18世紀後半の天明年間（1781～1788）に発生した飢饉は、同世紀前半の享保末年および19世紀前半の天保年間の飢饉と並んで、わが国近世における三大飢饉の一つと称せられている。これらは奇しくもほぼ正確に50年の間隔で発生しているが、とりわけ天明飢饉の被害が最も深刻かつ悲惨なものであった点は諸説の一致するところである<sup>1-11)</sup>。

天明飢饉は、この時期数年間にわたって継続した異常気象にもとづく冷害が根因となったもので、加えてその初期に当る天明3年（1783）6～7月\* にかけて大噴火<sup>(注1)</sup>を起こした上信国境浅間山の降灰と日照阻害が関東以北の農作物の成育阻害を助長し、未曾有の大凶作となった<sup>7)</sup>。従ってその被害は主に東北、関東に集中し、特に東北地方では餓死者数十万人に及ぶ惨状を呈するに至ったのである。しかし被害の程度が東北日本と比較にならなかったのではやや等閑視されているものの、この時期の異常気象は中部以西の西南日本にもかなりの冷害凶作をもたらして、都鄙を問わず全国民

京都女子大学衛生学第1研究室（公衆衛生学）

\* 以下本文中の月数はすべて和暦（旧暦）による。

注1・浅間山大噴火に関する記録、史料は数多く残されているが、後見草<sup>12)</sup>、甲子夜話<sup>13)</sup>、宝暦現来集<sup>14)</sup>、翁草<sup>15)</sup>、などに詳しい。また北窓瑣談<sup>16)</sup>によれば、噴火の爆発音は京都市中にまで響いた程すさまじかったという。

の生活に重大な脅威を与え人心を動揺させたことも忘れるべきではない。

とりわけ、直接食糧の生産に携わらず、平常時でさえその日暮しの生計を営んでいた当時の都市細民が、巷に囁かれる大凶作の噂を裏付けるように何処からともなく流亡してくる哀れな飢人の姿を目のあたりにし、日々天井知らずに高騰を続ける米価の動向に大きな不安を懐きながら辛うじて糊口を凌いでいた心許なさは察するに余りある。

本稿は当時の京阪両市民が不気味に迫ってくる飢饉の暗影にどのように苛まれ、どのように対応したかを経時的にうかがう一手段として、当時の両都奉行所より達示された触書類<sup>よれがき</sup>の中から関連のある内容のものを抜萃し、これらを抄記併録した一覧表（表1）を作成した。根拠としたのは大阪編年史<sup>17)</sup>ならびに京都町触集成<sup>18)</sup>で、前者の内容は大阪市史<sup>19)</sup>に拠って一部補訂した。

以下主としてこの表にもとづき、天明飢饉が京阪両市民に及ぼした影響についての考察を試みたい。

### 2. 天明期における京阪両都の概況

考察に先立ち、当時における両都市の地位、機能ならびに機構などを概説しておく必要があるだろう。

徳川時代を通じ、江戸、大阪および京都を総称して“三都”または“三ヶ津”と呼び、その地位と機能の特殊性が他都市のそれと区別されて来た。18世紀後半の

わが国総人口は約3,000万人と推計されているが<sup>20)</sup> 政治の中枢である江戸はその5%に近い120~130万人を擁して名実ともに当時における世界最大の都市であった<sup>21)</sup>。一方大阪と京都の人口は共に35~40万人程度であったが<sup>22,23)</sup>、これに続く都市が超大藩の城下町である金沢、名古屋、鹿児島、仙台などでも精々5~7万人程度であった<sup>24)</sup> ことよりすれば、いかに三都が国内で卓越した規模と重要性を具えた都市であったかが理解されよう。

幕府は京阪両都を直轄都市とし、それぞれに幕閣中枢の老中に準ずる京都所司代と大阪城代を任命して両都の市政を統監させると共に、前者には朝廷、公家等との折衝、後者には西国諸大名の監察という重任をも課していた。両都の司法と行政組織は幕初以来かなりの変遷をみたが、天明期前後では、共に江戸の市政に準じた東西両町奉行所<sup>(注2)</sup>を置き、有能な高禄旗本を充てた奉行の下に各数十名の与力、同心（そのほとんどは土着世襲の幕臣）を配して市政を司る体制を執っていた。しかし両都の町人たちは決して唯々と関東政権の意の儘に従うような存在ではなかった。ことに京都の町衆は平安京以来千余年の文化的伝統を継承し、江戸開府以後徐々に衰退の兆はうかがわれたものの、依然として付加価値の高い高級工芸品を独占的に生産し、隠然たる経済的実力を蓄えて、専制的な織豊政権でさえ一目を置いた程の強固で安定した自治機能を具えていた。

一方大阪も江戸中期以降“天下の台所”を自負する海内随一の商業中心地となり、その豊かな富を支配する大町人たちの前には、諸侯と雖も身も屈する程の実力を持っていたのは周知のとおりである。

ここで京阪両都における市民の自治組織についても概述しておく必要があるだろう。

#### (a) 京都<sup>23), 25), 26)</sup>

江戸中期における京都の市街地（洛中、<sup>ふるきよう</sup>古京）は二条通りを境界に上京と下京に分れ、六条以南の東西両本願寺領および方内<sup>ほうない</sup>と呼ばれる洛外の町続き地域を合わせて合計1,894町が自治単位として存在していた。これら各町の連合体として上京に12、下京に8および本願寺領などに3の町組<sup>ちようぐみ</sup>が組織され、それぞれに年寄、年行司、月行司などの役員を選んで所属する各町の役

注2・京都ならびに大阪の町奉行所はそれぞれの市政を担当すると共に、前者は山城、大和、近江および丹波、後者は摂津、河内、和泉および播磨の各4カ国を管轄支配していたが、畿内の要地である伏見、奈良および堺には組織上老中に直属する独立した奉行が任命されていた。

員と共に連繫と統制をはかっていた。これとは別に奉行所からの触の伝達や公的な庶務を扱う役職として世襲12家の町代<sup>ちようだい</sup>が居り、二条城前には常駐事務所として町代惣会所も設けられていた。町代は本来各町組から拠出される役料銀や各種手数料で生計を立てる、いわば市民の雇用職員の立場にある者であったが、その職掌柄次第に権限を増して、奉行所の末端役人的性格を帯び、横柄な振舞いもあったので、各町や町組の役員たちの反感が募り、その職権をめぐっての摩擦が絶えなかつた。<sup>(注3)</sup>

方内地域や山城国内各在所および社寺などへの触の伝達は奉行所の下僚で士分の雑色<sup>ぞうしき</sup>と呼ばれる世襲の職掌が4家あり、洛中を4分画した各方向への伝達を分担した。

#### (b) 大阪

大阪の地政学的重要性を認識した江戸幕府は元和5年（1619）、早くも大阪城代の下に町奉行2名を任命し、市政に当らせていたが、その市街地は寛永11年（1634）、3代将軍家光によって地子銀（地租）の永代免除という特権が与えられて以来急速に発展し、既に17世紀末には総人口35万を越えるに至った。大阪の民政は市街地の太閤（旧淀川）南岸を本町筋で二分した南北両組ならびに北岸の天満組の3組（これらを併せて“大阪三郷”と呼ばれた）に大別し、各組に奉行より有力町人数名宛を惣年寄として任命して相当な権限が委ねられ、その差配下に所属各町の年寄、月行司、五人組の下部組織が整備された。惣年寄たちは惣会所を設け、奉行所触の伝達をはじめ、人別宗旨改め、関所手形（旅券）の発行から売買貸借紛議の調停など広範囲な民政業務を司ったが、本業多忙な惣年寄や町年寄たちは事務介助職員として惣代および町代を雇用し実務に当らせた。しかし彼等が次第に官僚化して実権を持ちはじめ、年寄はじめ町役たちをないがしろにする振舞で反感を買うに至ったのは京都の町代の例と全く同様であった。<sup>(注4)</sup>

### 3. 京阪両都における天明飢饉の影響とその消長

日本全土が飢饉の洗礼を受けはじめた天明初期は、

注3・のちに文化14年（1817）、両者の軋轢が昂じて“町代改義一件”と呼ばれる大紛議に発展し、1年越しの係争の末町組側の勝訴となり、町代の権限は縮小されるに至った。

注4・大阪の惣代および町代も、天明8年（1786）6月、身分を弁えぬ振舞を以後嚴重に慎むよう、奉行所より厳しい戒告を受けている。

表1. 天明飢饉に関連のある京都、大阪両町

大阪編年史・12、13巻・大阪市史(S)・第3		
巻一頁	年・月・日	内 容 要 旨
12-74	2・8・24	公儀呉服所、後藤縫殿助米切手改役に任命、米切手取引紛争調停。
"-102	2・11・8	仙台他11藩に調停中は廻米取引禁止を達示。
"-108	2・12・6	諸藩蔵屋敷に米切手払渡しの延滞を禁止。
"-113	3・2・1	暴動発生、市内米商2軒打壊し。弥次馬見物厳禁。
"-114	3・2・7	米、油、薪、綿等の買占、囲置、値上及び米切手退蔵不使用等禁止。
"-116	3・2・9	三郷有志に窮民救恤勧誘、匿名希望者は惣会所へ申出ること。
S-994	3・2・11	米屋三右衛門銭3000貫施行申出。救恤細民の選定指示。
12-116	3・2・12	米価、銭相場に関し流言、張紙等の取締、犯人は逮捕せよ。
"-116	3・2・25	町年寄、家主に町内の困窮者調査を指示。①出稼ぎ留守人、②病弱幼少者、③貧窮乞食
"-119	3・3・13	飛脚以外の方法(手旗信号、伝書鳩等)で堂島相場を他米市場へ伝達することを禁止。
"-129	3・5・20	米騰閣連の不穏張紙取締、人遣いでも容疑者逮捕して可。
S-1001	3・6・12	米価騰貴の折柄、派手な神事祭礼、練り物等自粛のこと。
12-158	3・7・21	米騰の折柄、貧困者は外聞を取じることなく、粥食をして節米せよ。
"-161	3・8・13	昨年不作の折柄、米騰を予想しての現米、米切手の買占禁止、違反者は処罰、密告可。
"-162	3・9・21	銭相場下落の折柄、諸物価もそれに依りて引下げよ。株仲間申し合せの物価約上厳禁。
"-166	3・10・28	正米切手も改めて後藤縫殿助の加印必要。手数料・銀1匁/石。
"-168	3・11・5	先月来出火頻々、各町に自身番設置し、町役人常時巡視警戒のこと。
"-176	3・12・23	(市内、内平野町より出火、1300世帯焼失)
"-179	4・①・14	投機目的の現米、米切手の買占、囲置厳禁。搗米屋の小売価格抑制指示。
"-190	4・2・10	現米、正米切手預り人に預託者の氏名報告命令。(翌日買占商16名逮捕投獄)
"-192	4・2・18	市中在庫米払底に付、他国への出荷禁止。
"-193	4・2・18	米小売価格が米相場下落に拘らず低下せず。搗米屋へ価格引下げ命令。
"-194	4・2・30	(曾根崎新地出火、焼失戸数・143(別説では1,260戸))
S-1033	4・3・14	(三郷中行倒人の介抱経費の町負担減額要求)
12-194	4・3・17	市中情勢静穏化につき、各町自身番の警戒体制解除指示。
"-198	4・4・23	米仲買(2・10逮捕後釈放)の所持米の1/3は強制買上(代価70匁/石)、残りは自由販売指示。
"-200	4・4・24	京都、伏見両市民の懇請により両地への送米許可、三郷市民へは一層の節米指示。
"-201	4・5・1	三郷細民救済の爲米2.5万石有償放出(70匁/石)、各町役員に該当窮民の調査指示。
"-207	4・5・11	米の困持、不穏の徒党集合、闇米の売買等厳禁(幕令による)。
S-1042	4・5・11	三郷内困窮者救済のための該当人員再調査指令。
"-1043	4・5・25	困窮者5.7万人余に救恤米有償配給(1人当り0.4347石の割)。
12-214	4・7・23	米欠乏の折柄、酒造米は市外よりの買入分を用いること(三郷内酒造家へ)。
"-216	4・8・19	搗米屋へ達示。米卸値が74~75匁/石に下ったので小売値もこれに準じて引下げよ。
"-233	4・9・13	三郷郊外の搗米、駄売屋へ、米仲買よりの米穀売渡し許可。
"-234	4・10・5	大阪市場へ新穀入荷により、規制中の他国への売米解禁。
S-1056	4・10・19	火災頻発に付、火元入念点検、くわえぎせる禁止を達示。
12-245	4・11・26	米切手への後藤縫殿助加印の制度廃止(幕令による)
"-253	4・11・28	油商、種物問屋へ達示。油・菜種・綿実の買占売惜しめ厳禁。
"-256	4・12・17	当年豊作に拘らず小売値下らず市民困窮。悪質買占人は摘発厳罰。
"-258	4・12・19	搗米屋に米相場に準じて小売値引下げ指令。
"-261	5・1・23	市中在庫払底、米価騰貴の気配あり。追って沙汰ある迄は三郷より他国持出禁止。
"-262	5・1・26	米秤量公正化のため、規格外の秤挿使用禁止。
"-263	5・1・30	市中在庫米増加のため、他国への売出し解禁。
"-272	5・5・2	市内盗難火災多発、各町毎に臨時夜警強化のこと(5・5、7・11にも同様指令)。
"-296	5・9・14	米仲買に指令。買占禁令を誤解して取引を縮小し、市況を沈滞させぬよう。
"-302	5・12・13	金融市況活性化のため、三郷の富商らに御用金賦課、諸取引・消費拡大を指示。
S-1111	5・12・20	御用金仰せつけを誤解し、普請や餅搗まで遠慮することは無用。細民を賑恤せよ。

奉行所触書の一覧 (天明2年～天明8年)

京 都 町 触 集 成 ・ 6 卷			備 考
頁	年・月・日	内 容 要 旨	
			(元旦：1782・II・12) 大阪城代土岐定経・卒(8・20)、戸田忠寛・任(9・10) 京奉行赤井忠品・転(11・25)、丸毛政良・任(11・25)
			(元旦：1783・II・2) 阪奉行土屋守道・転(4・19)、小田切直年・任(4・10)
			浅間山大噴火(6・～7・)
259	3・7・29	米騰のため、困窮人を救恤施行すること遠慮無用。	
260	3・8・26	官庁への付届費用嵩みを口実に同業者申し合せての物価不引下げに警告。	
			大阪城追手門焼失(10・11)
262	3・10・22	新女院崩御に伴う鳴物・普請禁令は困窮人の生業を考慮し、明日より解除。	
274	3・12・11	米騰の折柄、細民困窮に付、有志者は遠慮なく救恤せよ。	
274	3・12・11	細民困窮の折柄、正規ルート外の田舎米の市中販売許可。米屋の暴利は糺明し厳罰。	
			(元旦：1784・I・22)
287	4・2・23	昨年暮達示の田舎米市中販売許可は本年秋まで期間延長。米の投機的囤置厳禁。	
290	4・3・16	京都近在より他国への米穀等持出禁止。市中への持込は従来通り差支えなし。	若年寄田沼意次刃傷事件(3・24)
295	4・4・	大阪より1ヶ月限りの廻米確約取付け。今後共、節米と窮民救恤に心掛けよ。	
297	4・5・	同左趣旨触(幕令による)	京都所司代牧野定長・転(5・11)、戸田忠寛・任(5・11) 大阪城代阿部正股・任(5・11) 老中牧野定長・任(5・11)
298	4・5・25	麦の困持、醬油への流用禁止。買占米麦の放出勸奨、素人の売買も許可。	
301	4・6・	新任所司代出迎町役の華美(特に酒肴菓子等の持参)は時節柄自肅せよ。	
			大老井伊直幸・任(11・28)
329	4・12・20	当秋豊作に拘らず米価下らず。買占人は吟味の上処罰。	
			(元旦：1785・II・9)
348	5・6・10	火の用心、盗賊横行につき夜警も強化せよ。	

大阪編年史・12、13巻・大阪市史(S)・第3		
巻一頁	年・月・日	内 容 要 旨
S-1132	6・4・8	昨7日寒気の節乞食や困窮人に粥施行した者がある由、奇特に付称美する。(奉行名)
#-1136	6・5・4	火災頻発に付火の用心嚴重に、怪しい者は捕抑え訴出ること。
12-340	6・5・27	盜賊横行対策として、各町の防犯に協力体制を布くこと。
#-343	6・7・13	諸侯財政窮迫を救済のため富商、豪農に出資金提出を命令(幕令による、8・24撤回)
#-350	6・9・16	(田沼失脚に伴い、二朱銀不通用の噂が専ら、価格も下落し市中動揺。)
#-351	6・9・29	酒造用米半減指令(京都の通達と同趣旨、幕令による)。
#-352	6・10・24	酒造米半減指令に便乗して酒価格を値上げせぬよう、造酒業者、小売屋へ通達。
S-1167	6・⑩・19	関東大水害で米騰の折柄ながら、米の小売値をなるべく引下げよ。
12-352	6・⑩・19	米商(上問屋)に米価の故意引上、取引停滞の禁止、流言浮説の取締り指示。
#-360	6・12・27	二朱銀流通停止の噂の事実無根を告示、その価格下落を招かぬよう。(京都では、6・12・28通達)
#-364	7・1・5	幕命により市中米1万石余を江戸へ廻送。これにより市中米価を引上げぬよう自肅を指令。
#-367	7・1・25	後藤縫殿助の米切手改役兼任を解く、以後米取引は自由に(幕令による)。(京都では6・12・19通達)
#-382	7・5・10	米の思惑買、囤置嚴禁、搗米屋の暴利に警告、取締りを達示。
#-382	7・5・12	昨日市中暴動発生、狼藉者は召捕って訴え出ること。
#-387	7・5・16	三郷有志に喜捨、窮民救恤を勸奨。
S-1183	7・5・19	各町年寄へ窮民救恤のための該当人調査緊急指令。(22にも再調査指令)
12-389	7・5・22	三郷有志喜捨金(錢1.5万貫余)を窮民(19万人)に賑給(1戸当り100文)。(支給は5.28実施)
#-396	7・5・25	三郷外への米搬出禁止、市内在庫米の総点検書き上げを指示。(5・29再調査命令)
#-400	7・5・25	米仲買人に、みだりに米価を高下させぬよう注告
S-1185	7・5・25	今般幕府の大阪での調達米を江戸廻米するが、便乗して米価を上げぬよう。
12-402	7・5・29	米払底に付、手持余剩米、預り米に至るまで在庫すべてを町年寄が調査報告せよ。
#-405	7・6・1	過日の在庫米調査で売米が尽きると思いこみ休業する搗米屋あり。これは事実無根の旨通達。
#-406	7・6・3	市内暴動再発。各町に自警体制強化指示。弥次馬及び傍觀を嚴禁。
#-408	7・6・7	京都・伏見両奉行の要請により両地へ若干量の廻米を上問屋、上積問屋に許可。
#-409	7・6・15	搗米屋へ指令。原米の相場価格に依りての精米値段で小売すること。
#-410	7・6・20	市内西部在住有志の施行により10日間九条村竹林寺で窮民に施米の旨公告。
#-411	7・6・25	市中米払底のため、新穀入荷までは奉行所指示以外、私有米でも市外持出嚴禁。
#-413	7・7・3	市内暴動鎮静化につき各町の自警体制緩和を指示。
#-415	7・7・19	酒造米を許可量の1/3に減石(幕令による)。これによつての酒価値上げ禁止。
S-1201	7・7・29	三郷内貧窮人に官米500石を賑給するので、対象者を調査報告のこと。
12-418	7・8・10	再び酒造石数の2/3減を達示。隱匿者は嚴罰の旨布告。
#-419	7・8・15	米穀用衡器の再検定指示(検定指定者・神喜四郎)
#-420	7・8・17	7・29布告の官米無償賑給実施。給与窮民2.9万人。
#-423	7・8・19	新穀出廻り期に入ったので、米穀の市外搬出販売を全面自由化告示。
#-427	7・8・29	盜賊横行につき、各町の自警、防火体制強化を指示。不審者は逮捕のこと。
#-435	7・9・15	人心不安を煽る故意の捨文、張札は焼捨てよ。犯人の嚴重探索指令。
#-440	7・10・16	飯米と偽って米を買い、酒造用に横流しする者があれば、告訴せよ。
#-442	7・11・7	規定以上の酒の密増石禁止布令(幕令による)。
#-459	7・12・17	搗米屋株、駄売屋株制度、小売米価引下げに妨げとなるので廃止。
#-460	7・12・20	薪問屋、同仲買株、同地売上積問屋株廃止。
#-461	7・12・20	三郷及び摂河泉各村の小使(下肥)引請及び仲買株廃止。
#-462	7・12・22	炭問屋株、鍛冶炭仲買株廃止。
#-464	7・12・24	両替商、錢商の上納銀制度廃止、金銀交換の際の増歩禁止。
13-1	8・1・26	米隱匿・酒密造者に対し徒党を組んで乱暴脅迫することを禁止(幕令による)
#-4	8・2・2	京都大火に便乗した木材米穀等の価格引上を嚴禁。
#-4	8・2・6	各町々とも火元、盜難に嚴重注意のこと。不審者は逮捕留置して届出のこと。
#-8	8・2・7	材木商以外の者の板、木材などの購入禁止。

京都町触集成・6巻			備考
頁	年・月・日	内 容 要 旨	
			〔元旦：1786・I・30〕
			江戸大水害(7・)
400	6・8・26	関東大水害、食糧欠乏につき、無被災地より江戸への食糧売込み勝手次第。(幕令による)。	老中田沼意次・免(8・27)
403	6・9・14	時節柄、両替屋、米屋などの街(店)頭立合い取引を穏便静粛に。	將軍徳川家治薨(9・8(一説に8・25))
404	6・9・15	金銀取引について、あらぬ浮説を流し諸相場を混乱させてはならぬ。	
405	6・9・	米不足の折柄、追って沙汰する迄は酒造米半減のこと、休業酒屋の造酒は認めず(幕令による)。	
405	6・9・	救荒食用野草の尋療法無料伝授広告(幕令による)	
413	6・⑩・29	銭相場下落の折ながら諸物価は下らず。米穀其他の買占、囤置を各業者に厳禁。	
420	6・12・4	伏見宮家領米720石余の競売は奉行所許可済なので、誰でも心配なく入札に参加せよ。	
			〔元旦：1787・II・18〕
			老中阿部正倫・任(3・7)
432	7・5・	昨今再び米騰につき、市民協力して飢人救済に心掛けよ。市況活性化のため普請、遊山を奨励。	大阪城代阿部正殷・卒(4・2)、堀田正順・任(4・19)
434	7・5・18	米騰の折柄町内相互扶助、富人の儉約、諸物価引下努力要請。買占厳禁。	將軍徳川家斉・任(4・15)
434	7・5・28	大阪よりの廻米途絶につき細民欠糧、町役人不穏動向に注意し、米屋は少量でも売ってやれ。	全国的暴動、一揆発生(5・～6・)
434	7・6・1	町行司へ通達。市内富裕者に米その他の物資提出を勸奨のこと。	
435	7・6・2	大阪の暴動に鑑み、市中各町役の自警自治体制強化指示。	
436	7・6・6	京都郊外・町続きに隠匿米少なからぬ由。早々に放出し市内へ売出すこと。	老中松平定信・任(6・19)
436	7・6・9	飢民乞食の行倒れ人があれば、その町々で手厚く介抱し奉行所へ届出よ。	
437	7・6・	旅行道中も物価高に付、旅行者の支払費用も従来の公定価を固執せぬ様(幕令による)。	
437	7・6・	大阪より若干の廻米で急場を凌いだか、今後も細民は勿論富裕者も節米に心掛けること。	
438	7・7・10	米価高の責任ある米会所役人解任。残り役人も引下げに努力せよ。不心得者があれば訴え出ること。	京奉行土屋正延・転(7・26)、山崎正祥・任(7・26)
438	7・7・21	酒造米減石につき大阪と同趣旨の達示(幕令による)。	
440	7・8・6	先の郊外隠匿米放出指令を誤解し、新穀出廻期に入ったので古米売出しを躊躇しているのは心得違ひ。所持米はすべて市内へ売出すこと。	
			大老 井伊直幸・辞(9・11)
444	7・9・30	最近捨子多し。市中各町番人警戒のこと。捨子容疑者は町内に留置し奉行所へ届出よ。	京奉行丸毛政良・免(9・29)、池田正恵・任(10・2)
			阪奉行佐野政親・免(10・6)、松平貴弘・任(10・12)
447	7・11・3	最近身分不相応な華美贅沢者多し。不謹慎者は処罰する。	
449	7・11・	酒密増石に関し大阪と同趣旨布令(幕令による)。	
			所司代戸田忠寛・免(12・16)、松平乗完・任(12・16)
456	8・1・22	市内の捨子取締再布令。	〔元旦：1788・II・7〕
458	8・2・2	大火被災地の町役は早々立戻れ。他人の焼跡の残貨拾集禁止。諸物価釣上厳禁。	京都大火(1・30～2・2)
458	8・2・4	類焼を免れた周辺地で暴利を貪る者は厳罰。	
460	8・2・9	被災地、焼残地を問わず、負債のため手鎖、町預け中の者、町役付添の上出頭のこと。	

大阪編年史・12、13巻・大阪市史(S)・第3		
巻一頁	年・月・日	内 容 要 旨
13— 11	8・2・19	京都大火につき、松材は公儀が独占買入、他材はなるべく廉価に京都へ出荷するよう。
〃— 13	8・2・27	米穀、材木、板類その他暴利を慎め。閉置不可。万一違背者があれば氏名等礼明する。
S—1244 〃—1246	8・3・3 8・3・5	京都大火に便乗した暴利禁止、罹災者への救恤施行を奨励。 去夏大阪での施行者、播磨屋仁三郎表彰。
13— 23	8・4・10	今回の飢饉、京都大火に鑑み、米穀を大切に、米価高騰抑制に努めよ(幕令による)
〃— 37	8・5・22	最近抜刀強盗徘徊、各町番人協力して逮捕に努めよ。先日北堀江での強盗召捕を賞美する。
〃— 56	8・6・11	北国米廻漕の時期となったが、酒造米に転用は不可の旨重ねて達示。
〃— 57	8・6・13	三郷惣代心得違ひにて近頃横柄の風あり。強く叱責、以後慎しむよう。
〃— 63	8・7・15	酒造石高改めを厳格に。醸造用具には極印のこと(幕令による)。
〃— 65	8・7・24	今回の凶作に度の過ぎた思惑買、閉置で米価を騰貴させた者は不徳の極み。今後は厳しく礼明する。
〃— 68	8・7・29	不正米仲買13名を投獄。欠所、追放等厳罰処分。取締の年行司4名も叱責。
〃— 85	8・9・28	最近捨子増加。犯人発見次第厳罰。養育は富裕者に任せず町内相扶とせよ。貰い児希望は望み次第に。
〃— 86	8・10・27	米仲買に達示。先に同業を処罰したが正道の商いならば聊も危ぶむ必要なし。商況を萎縮させぬ様。
S—1280	8・11・25	灯油最近値上り。油絞商の相場引上、閉置の者は厳科に処す。
〃—1286	8・12・28	江戸と機脈を通じ米相場を操作すること厳禁。

表注 巻一頁および頁：大阪の12一、13一は大阪編年史12巻および13巻、S一は大阪市史・第3の各所載頁数。京都は京都町触集成・第6巻の所載頁数を示す。  
 年・月・日：旧暦の日付で示す。○で囲んだ月は閏月。  
 内 容 要 旨：各典拠資料の記載内容を努めて簡約化し、要点のみを記した。大阪の( )内の記載は奉行所触ではない関連記事。(幕令による)とある  
 備 考：参考までに各年元旦を太陽暦で記したので、月数は旧暦と区別するためローマ数字とした。

10代將軍家治の寵任を蒙った老中、田沼意次(主殿頭)が実権を揮った絶頂期でもあり、彼の執った積極的な産業振興政策が強力に推進されている機運の下にあった。従って商都大阪の景況は活発で、運上金上納を引き当てに専業株を免許された諸業種の商人たちが、全国の物資を集散させて取引を行い、その経済的ウェイトが最も充実かつ高揚していた時代であったともいえる。

ことに平常年の作柄ならば年間取引高が400万俵にも達する堂島米相場は、取引に参加する米仲買株が<sup>(注5)</sup>1,300枚を越え、その盛況と巨大な取引額は文字どお

り商都の中心的存在であったといえよう。取引される米のほとんどは大阪所在の諸藩蔵屋敷から売りに出される年貢米(蔵米)で、主に西国諸藩の産米であったが、17世紀後半以降北前航路が開かれてからは、遠く東北、北陸、山陰各地から入荷する米も少なからず、この他に商人扱いの“納屋米”も100万俵近くが取引されていた(図1参照)。堂島における取引対象は諸藩の振り出す米切手(入荷証券)で、これを正米取引と呼

注5・実際には休株と称する休廃業者もかなりあったので、取引に携わる仲買人の数は株枚数より若干少なかったと考えられる<sup>27)</sup>。

京 都 町 触 集 成 ・ 6 巻			備 考
頁	年・月・日	内 容 要 旨	
461	8・2・12	米開封、酒密造者に対する徒党襲撃禁止(1.26大阪通達と同趣旨)。	老中阿部正倫・辞(2・29)
462	8・2・13	罹災者は家業復興のため早急に仮建築でも建てよ。大工左官等労賃暴利を貪る者は訴え出よ。	
463	8・2・13	先に刑執行猶予した手鎖・町預け人、類焼者は100日、焼残り人は80日間免除する。	
463	8・2・14	類焼者の足許を見て材木等で暴利を貪る者は厳罰。近国山林伐出し中、やがて潤沢に供給する。	
464	8・2・16	建築諸職人の他国より雇用は勝手次第に。建築資材入手困難者は奉行所へ申出よ。	
465	8・2・17	御所内侍所焼跡の灰は鴨川へ流したが、それ以外の焼灰を流し捨てること不可。	
466	8・2・18	家主も借家人に仮建築して、早く原住地に戻れ。焼跡の仮屋や土蔵の盗賊は士分でも逮捕して可。	
469	8・2・22	幕命により米3千俵、銀60貫匁全市民へ官より貸与。利子は逐年米穀で返済。備荒用に蓄え置く事。	
471	8・2・23	大阪、大津、伏見、淀、鳥羽の運送業者、1ヶ年は運賃を高くせぬ様。	
474	8・2・29	御所災上による鳴物停止は、仮御所周辺を除き3月1日より解禁。	
475	8・3・4	罹災者救恤のため各町ごとに米8.3斗、銀41匁余官賜。明5日二条御蔵で給付。	老中水野忠友・免(3・28)
476	8・3・	松材は一切購入禁止。他材は自由販売なれど買占売惜み厳禁。違反者告訴人には賞金を。	
476	8・3・	五畿内、近江、丹波、丹後、播磨よりの材木売出しは自由、但し高値は不可(幕令による)。	
480	8・3・	大火後諸物価区々。特に高値の品は不徳義の至り。買占、不売の者あれば厳科に処す。	
480	8・3・14	大津よりの復興資材運賃高値の原因は他国入込み増賃銀を取るによる。以後厳重取締。	
482	8・3・	大火便乗高運賃規制。市内諸産業再開促進布令。郊外小作人の本業を忘れた日雇稼ぎに戒告。	
483	8・3・24	大火横死者追善法要(3・24より7日間)告示。参詣自由なれど供物持参不可。	
490	8・4・	大阪城備蓄の味噌を市民に官給(5町に2樽の割)、27日より高瀬川四条の荷揚場で引渡し。	老中松平康福・免(4・3)、松平信明・任(4・4)
491	8・4・22	市内疫病流行のため、窮民は葬式も出せぬ由。町役人、家主は世話介護を怠るなかれ。	
498	8・5・9	市内米小売商、米価を引下げ1.1~1.2升/100文で販売しているのは奇特の至り。町代を通じ褒詞。	老中松平定信上洛・上方視察(5・25~6・2)
501	8・5・16	近年市内富民の暮しに華美嬌奢の傾向あり、今回の大火を契機に慎んで質素を旨とせよ。	
517	8・6・	不徳米商欠所金2万両を特例として市民に貸与(利息月3朱/両)利銀は各町で備荒米購入に充てよ。	
517	8・6・	市内産業復興のため金融促進を奨励。大火による先債務棄損などは全く浮説。手鎖等科人は特赦。	
520	8・6・	大火復興の建築諸職人中増賃を強要する不埒者多し。厳に取締りを指令。	京奉行山崎正祥・転(9・10)、井上利恭・任(9・10)
521	8・6・29	今回の災厄に鑑み今後米穀を粗末にせぬよう(4・10大阪通達と同趣旨)(幕令による)。	
527	8・8・	酒造石高改め(7・15、大阪通達と同趣旨)(幕令による)。	
545	8・10・28	焼跡建家が盗難頻発。夜間出歩きの不審者は人違いでもよいから早速逮捕し訴え出よ。大火直後の物価抑制は良かったが、最近弛緩の兆あり。諸物価労賃等の引緊めに心掛けよ。	
558	8・12・29	幕府も通貨対策に苦心し庶民の利益を考えているので、この趣旨に違わぬ様。二米銀四文銭は永代通用。(幕令による)	

のは、江戸幕府よりの指示により、奉行所が管下へ通達したものである。

び、別に豊凶と需給を見越しての投機的な先物取引(帳合市場)及び小口取引の石建市場も開かれていた。

米をはじめとする諸消費物資の取引に不可欠な金融市場も活発で、大小資本の両替商が軒を並べて金利を稼ぎ、まさに天下の富は大阪に集中するの感を呈していたのである。

しかし一面では、市民の貧富較差は極めて大きく、一握りの富商たちの周辺には圧倒的多数の細民たちが多彩な大阪の産業活動の一端のどこかにしがみ付き、その“おこぼれ”に辛うじてあり付いて文字どおりその日暮しの生計を立てていた。貧富の落差が大きく、

生活基盤の貧弱な細民を多数抱えていた都市構造は当時の京都とて何ら変りはなかった。

上記のような当時における京阪両都の景況を背景として、表1に掲げた触書の内容を年次毎に検討し、その経過をたどってみたい。

### 天明2年

天明飢饉を誘発した異常気候の兆候は既に天明改元の前後からうかがわれていたが<sup>6)</sup>、堂島における米相

注6・天明7年5月の喜捨金賑給に対象となった窮民が大阪市民の約半数に当たる19万人にも上ったことは、これを裏付けるものといえよう。

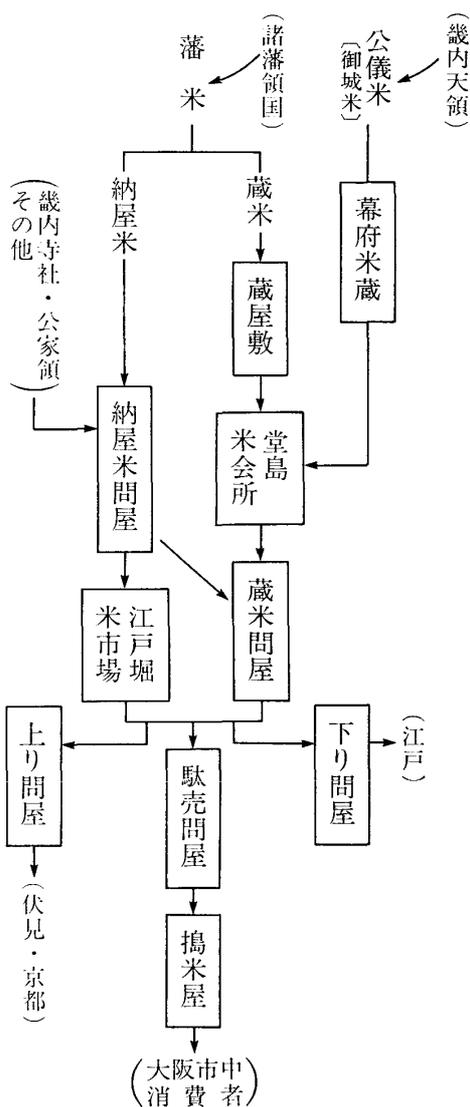


図1. 大阪における米の流通経路 (参照文献27), 28)

場には未だ明瞭に反映していない(図2参照)<sup>(注7)</sup>。しかしこの頃には財政逼迫に苦しむ諸藩が窮余の策として、大阪への入荷引当量を超過した米切手(過米切手)や甚しい場合には全く引当目途の無い空米切手を濫発したため、その信用が下落し堂島相場を混乱させる弊害を生じていたので、幕府は呉服所、後藤縫殿助に米切手改役の兼任を命じ、同人がその信用性を点検した<sup>(注8)</sup>

注7・図2に採り上げた肥後米は筑前米、中国米(広島米)および新穀の加賀米などと共に、堂島で取引される諸国産米の価格を決める標準とされる“建米”の一つであった。

注8・公儀、大奥などに高級呉服物を調達・納入する特権御用商人。後藤家は代々縫殿助を襲名し、茶屋四郎次郎家と共に200石を給せられる士分であったが、享保期の緊縮政策以後やや家計が苦しくなっていた。米切手改役兼帯はこれを救う目的で幕府に願い出て許されたものである。

上での加印が無い切手は後日紛争を生じても訴訟の対象としない旨を告示しているのが注目される。

この年大阪城代が交代されて戸田忠寛(因幡守、宇都宮藩主)が京都所司代に転じ、京都からは田沼老中の腹心として知られた町奉行、赤井忠晶(越前守)が幕閣の勘定奉行に栄進して帰東している。<sup>(注9)</sup>

さらに視野を拓けて近畿全般の動向をうかがえば、この年の年頭には既に紀州領内の辺地農漁村で飢餓状態が深刻化し<sup>30)</sup>、藩主徳川治貞に公儀より2万両の大金が疲弊救済のため恩貸されており<sup>31)</sup>、8月には近江延暦寺領坂本で、飢渴に瀕した住民が救恤米放出を求めて強訴を行い<sup>32)</sup>、泉州一円では“千原騒動”と呼ばれる大規模な農民一揆も発生するなど<sup>33)</sup>、漸く畿内にも凶飢の波が潜び寄ってきた気配が感じられる。

天明3年

堂島の米相場は前年の諸国凶作の情報を反映して、年頭より急騰を示し、銀80匁/石の線を突破した。これに不安を覚えた大阪の市民を煽動する張紙が契機となって、2月1日米の買占を謀っていると名指しされた駄売米問屋、松安庄右衛門(堂島新地一丁目)と加島屋久右衛門(玉水町)の宅前に殺到した群集は、遂に両家の打壊し暴動にまで発展した<sup>19)</sup>。奉行所は武力を行使して鎮圧すると共に、流言の取締と救恤対策に努めた状は、当時の触書の文面にも滲み出ている。窮民を指嗾する流言や張紙は暴動後の嚴重取締にも拘らず一向減らなかつた。米の買占人と名指しされた富商たちの中には戦々競々と自発的に奉行所へ多額の金品の喜捨や施行を申出る者もあり、奉行所も窮民の歎心を買うために三郷有志へ救恤の勧奨を行っているのが興味深い。一方、米をはじめとする諸物価騰貴の抑制のため、思惑買いや銭相場を利用しての利鞘稼ぎを厳しく禁じているが、果して期待どおりの成果が挙げたか否かは疑問である。この年を通じて市中の治安は大いに乱れ、年末には放火と覚しき火事騒ぎが頻発したので、奉行所は各町に防火防犯に関する自警体制の強化を指令している。

注9・赤井は京都在職中、余程市民に嫌われたらしく、彼を見送った町年寄たちは盛大に送り火を焚いて、二度と彼が戻って来ないよう願ったという<sup>23)</sup>。後任にはやはり田沼の眼鏡にかなった丸毛政良(和泉守)が抜擢赴任したが、彼も亦京都市民の受けが悪く、後に悪徳米商と結託して私腹を肥やした事実が露顕した時、市民から彼の姓をもじった“丸屋毛兵衛”という町人風の綽名を呈せられた程である<sup>23)</sup>。赤井、丸毛の両人とも、後日田沼意次の失脚に連座してそれぞれ免官、左遷の憂目を見た。

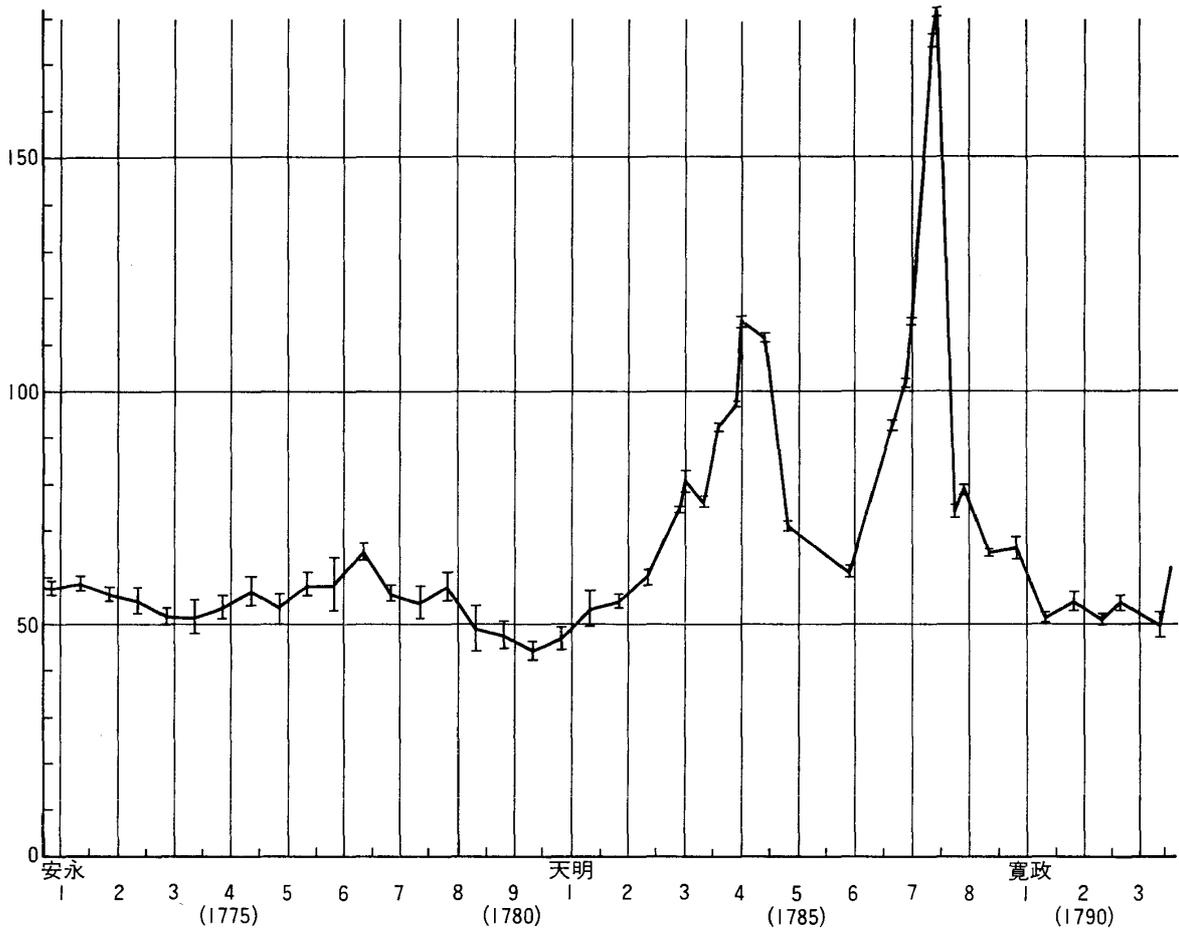


図2. 堂島米相場における肥後米価格の経年変動  
 (単位：銀匁／玄米1石，草間直方・“三貨図彙”による)

京都においても、米騰が庶民生活に及ぼした影響は、或いは大阪以上であったかとも想像されるが、土地柄の故か、窮民の暴動じみた行動は見られず、却って景気沈滞による市況の落ち込みを案じた奉行所は、窮民に対する賑給を富裕者へ呼びかける一方で、新女院（後桃園帝后、盛化院維子）の崩御による音曲、普請の停止期間を規定より早く解除して、細民の雇用機会の増大をはかるなど“内需拡大”による景気高揚を策していると思われるのが対照的である。

**天明4年**

大阪では年が明けても民心の動揺は治らず、前年秋の新穀出廻り期に一旦収束した米価も、全国的な大凶作が確定的となったため再び高騰を続け、正月相場では遂に銀100匁／石の大台を突破してしまった。当局は米買占厳禁を布告すると共に、悪質隠匿者の摘発に乗り出したが、搗米屋（末端米穀小売商）へ出廻る精米量は全く払底し、遂に市内在庫米の他地域出荷を全面的に停止させる非常措置を執らねばならぬ状況に追い込まれた。しかしこの措置は米輸送に携わる三郷な

らびに近在数千人の生業を奪い、市中景況の沈滞に一層の拍車をかけただけでなく、大阪よりの廻米に大きく依存する京都、伏見の食糧事情を悪化させる結果を招いたので、4月末には一部を解禁せざるを得なかった。さらに端境期の4月に仲買人所持米の1/3を強制的に買上げ、残り全部を放出させるという強権を発動し、翌月には窮民に大量の放出官米を廉価配給して鎮撫対策に努めている。

この年の大阪は後半に至っても極めて多端であった。天下一の米穀集散地であるこの商都で、市民の飯米供給にすら事欠いた責任を感じたのか、米麦をはじめとする食糧確保とその小売価格の引下げに奉行所の腐心していた状が、触書を通じてもうかがい取ることができる。幸いこの年度の作柄は全国平均7～8分程度に止まったので<sup>29)</sup>、一時暴騰した米価も秋には前年程度（銀75匁／石前後）にまで鎮静したが、資金力の豊富な米商たちは却ってこの機に乗じて買占と囲込の思惑に走ったらしく、末端への出廻り量とその価格は当局の期待に反する結果となった。逆にその影響は米穀以

外の生活必需物資にまで及んだので、庶民の生活がさらに窮迫の度を加えたことが触書の文面より容易に察せられる。

これに対し京都の触書の内容はまことに貧困で、奉行所では前述した応急米の緊急輸送を伏見奉行所と共に大阪側へ懇請した以外、市民に対しては囲い米、売惜しみの禁令と、混食、粥食による節米を呼び掛ける程度の消極的な対策しか執っていなかったように思われる。注2に記したように、京都奉行所の支配範囲は隣接4カ国に限られており、これらの地域だけでは平常作柄の年ならばともかく、大凶作が連続したこの時期では、米をはじめとする生活諸物質を調達するための後背地として十分機能しなかったと考えられる。しかも貧富較差が大阪以上に大きいこの街での庶民の暮らしは、この時期一層窮迫化の度を深めていたに相違ない。

### 天明5年

天明5年は前述したように、前年の作柄がやや持直し、しかも幕府が必死になって実施した米価安定策が一応奏功して、新収を待てずに多数の餓死者を出した東北を除けば、全国的なパニック状態に小康を得た年であったと考えられる。しかし連年の飢荒に京阪両都とも人心は疲弊荒廃し、盗賊の横行や放火などの恐怖が増大して、奉行所は治安の維持に汲々としていた状が触書よりもうかがわれる。大阪では年頭早々、米穀の他国搬出禁令を解いているが、恐らくは前年までの思惑買いで多量に隠匿されていた囲込米が、値下りを懸念して大量に市場へ出廻り出したからであろう。しかしこの年の気候も不順で、東北では霖雨による冷害や蝗害が続き、東海、近畿などでも洪水が起こって<sup>56)</sup>、全国的に作柄の大きな落込みが見られた。

### 天明6年

このため米価は天明6年に入って再び高騰の気配を示し、先行きが懸念されていたところ、同年6月頃より全国的な豪雨が続き、7月に至り江戸は開府以来という大洪水に見舞われた。膝下の大災害に周章した幕府が、その救恤対策に追われている最中、將軍家治は風邪が昂じて重態に陥り遂に9月12日薨去するに至ったが<sup>31)</sup>、それに先立つ8月27日、多年幕閣の牛耳を執って来た田沼意次は、重なる異変や災害をその失政の故として責を一身に負わされ、老中職を免ぜられるという一大政変が起った。彼の腹心たちもこれに続き、翌7年初頭までに悉く幕閣より放逐されている。<sup>(注10)</sup>

遣り場の無い困苦を田沼失脚に結びつけて一時の快哉を叫んだ庶民も少くなかったが、9月には早くも、田沼全盛時代に新鑄された二朱銀と四文銭不通用の噂

が巷に流れ、金融恐慌さえ起こり兼ねない情勢に立ち至ったので、京阪ともに奉行所はその事実無根を告示して人心の動揺を抑えることに努めている。

折もおり、当年度の大凶作と江戸における賑給米の大量放出による現物払底により、米価は高騰を続けた儘年を越すに至る。

### 天明7年

年頭早々、前年の大洪水に江戸在庫米を費い果した幕府は、同様に在庫の底をついた大阪に対して1万石もの大量の米の廻漕を命じて来た。京阪両都の奉行所は不穏化する民情を恐れて、躍気に米の買置禁止や搗米屋の暴利取締り、富裕者の飢人救済などを指示しているが、米価の暴騰はその勢いを止めることなく、遂に5月には銀180匁<sup>(注12)</sup>/石という未曾有の高値に達するに至って、大阪市民の生活不安はその頂点に達した。

遂に5月11日夜、大阪の窮民は大挙して群集し、米商茶屋吉右衛門の居宅を襲撃、家作道具を破壊したのを手始めに、12日以降市内富商の店宅に押し掛け、200

注10・田沼意次は天明4年3月、嫡子で若年寄の要職にあった山城守意知が殿中刃傷事件で横死するという痛手を受け乍らも必死に政権維持に努めてきたが、彼の政策の“目玉商品”でもあった印幡沼の開拓工事が6月の大洪水で跡形もなく破壊され、家治の病氣治療に彼が推薦した医師が誤診により一層病状を悪化させるという失態が続いたため遂に権勢の一切を失って免職されるに至った。

注11・二朱銀は南鑄二朱銀とも呼び、明和9年(1772)新鑄された。江戸期の通貨は金、銀、銭(銅貨)の三本建てで、その換算比率は時の相場により変動したが、金と銭は貨幣に表示されたとおりの定額制(何両、何文と呼ぶように)であったのに対し、銀(上方の商取引は主に銀建本位制であった)に限り、何匁単位で取引された秤量貨幣であった。二朱銀は8枚を以て金1両に替えるという、最初の額面表示制銀貨として画期的なものであったが、その品位(純銀含量)と量目よりして、流通当初より信用度が低く、金100両との両替には銀20~25匁の増歩(プレミアム)を必要とした。二朱銀の鑄造は天明8年を以て終ったが、その通用は文政12年(1829)に至るまで妨げられなかった。四文銭は明和5年(1768)から通用しはじめた真鍮銭で、表面は“寛永通宝”、裏面は青海波の紋様を配してあるが、一文銭と大差のない銭貨なので、到底額面通りには通用せず庶民を苦しめた。なお本銭貨は法律上昭和28年末まで通用した点で珍らしい通貨であったといえる<sup>29,34~36)</sup>。

注12・三貨図彙<sup>29)</sup>による価格で示したが、大阪市史<sup>27)</sup>によれば銀149匁/石とされている。しかし大阪市中の在庫米は7年正月に102万俵あったものが、4月には42.4万俵にまで減少していたとのことで市民の抱いた不安の根因も多分この辺りにあったのではないかと推察される。

余軒に及ぶ打壊し狼藉や米の押し買いなどの暴動を惹き起こした。この挙を発端として窮民の暴動は燎原の火のごとく全国に波及し、首都江戸を3日間無政府状態に陥れた大規模な打壊しをはじめ、北は仙台、石巻から、南は長崎、熊本に至るまで、5～6月の間各地に不穏な空気を醸成するに至った。この時期近畿地域

でも、飯米を求めて起きた住民の暴動は前記大阪市中のほか、摂津平野郷、西宮、尼崎、和泉岸和田、堺、河内古市、八尾、枚方、大和郡山、奈良、今井、三輪、丹波市、五条、山城淀、伏見、木津、笠置、近江大津、播磨林田、紀伊和歌山など、当時の主要都邑のほとんどで一斉に起り、農村部でも丹波園部領、近江彦根領、

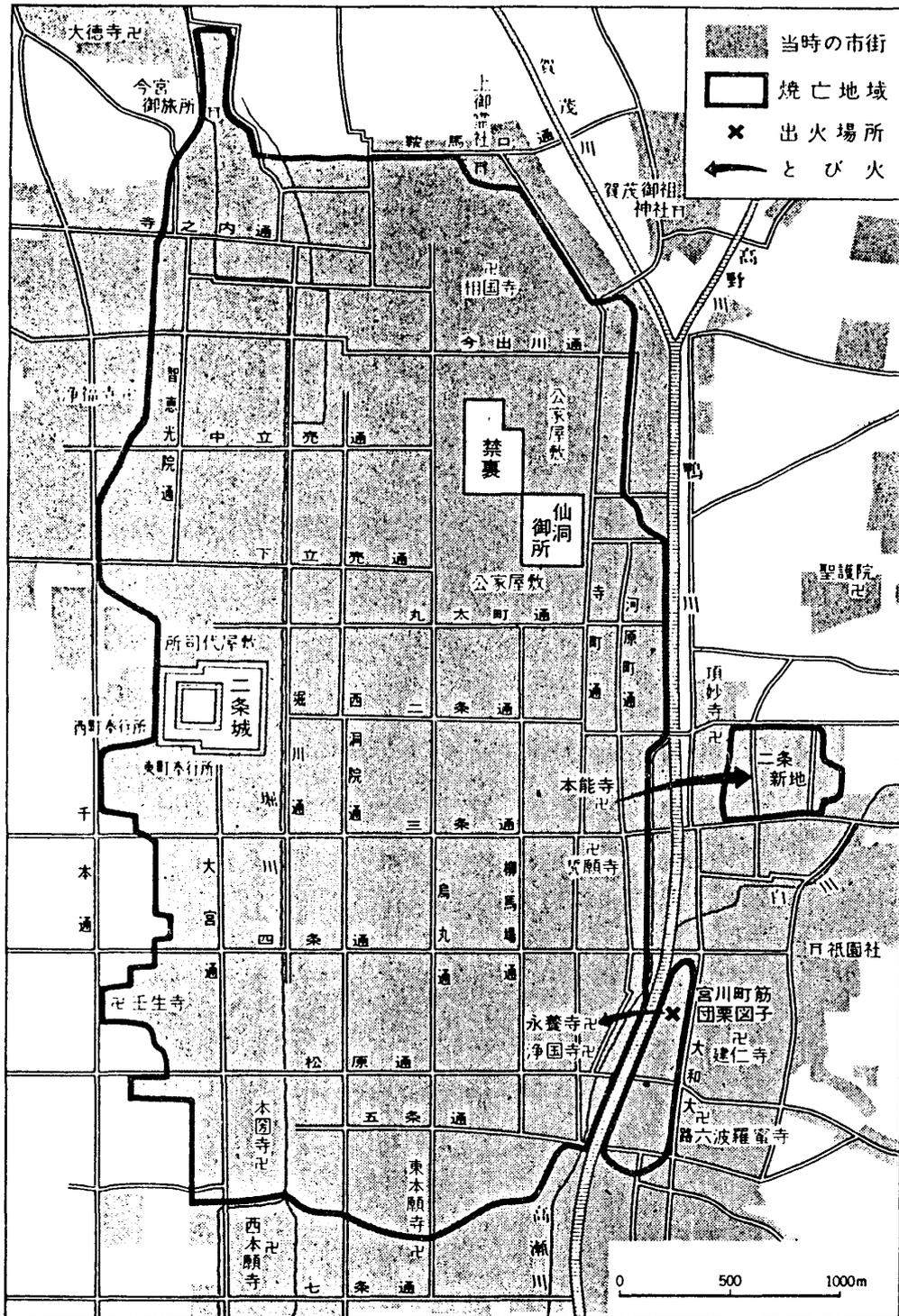


図3. 天明8年1月30日（1788・Ⅲ・7）の大火による焼亡区域  
〔京都市編・“京都の歴史・6”より転載〕

播磨赤穂領、大和郡山領などに波及している<sup>33)</sup>。

ひとり京都では暴力を揮うことなく、何時となく御所周辺に集まった窮民たちが、“天朝様の御庇護を求めて”禁裏の周圀を巡り歩くという一種のデモ行進（“お千度廻り”と呼ばれている）によって飯米獲得を期する巧妙な戦術に出た。この行動が暴動ではなく、しかも皇室に対する遠慮もあって、さすがの奉行所も他地域で行ったような武力鎮圧を行うことができず、結局町奉行、丸毛和泉守に責任を執らせて免職にし、<sup>(注13)</sup>住民の要求を呑まざるを得なかった。

このような天明飢饉期最大の混乱も、新穀の出廻りによる米価の平準化と、同年4月新将軍家齊の就任に伴って6月に老中首座に任ぜられた松平定信（越中守、白河藩主）の行政手腕に対する期待感と相俟って鎮静の方向に赴いた。

#### 天明8年

さしも全国民を塗炭の苦しみに陥れた近世最大の飢饉も、巨視的には天明7年を以て一応終熄したといえよう。しかし飢饉騒動の痛手が未だ回復していない京阪両都に大きな追い撃ちをかけたのは、年明け早々の正月晦日、京都市街の大半を焼き尽した“天明の大火”<sup>(注14)</sup>であった（図3参照）。

火元は鴨東宮川町の空家（原因は放火？）であったが、川西の寺町高辻上ル永養寺に飛火し、ここを起点として三方に燃え広がった火の手は2昼夜にわたり、皇居、二条城を含めた市街中心部を悉く灰燼に帰してしまった。奉行所自体も焼亡して行政機能が麻痺してしまっただけでなく、とりあえず焼け出された町役人たちを原住地へ呼び戻して、民政組織を樹て直すと共に、焼跡に侵入する火事場泥棒の取締を厳重にし、治安を維持することが差し当たっての急務であった。この間大阪町奉行所はいち早く京都の窮状を助けるため、食糧木材などの緊急物資の調達と京都への廻送の間髪を置かぬ有効な手段を講じている。

京都での触書で興味深いのは、手鎖や町預け（押込拘禁）などの軽科に処せられている者たちに、刑の執行を一時解除して復興作業に当らせていることである。<sup>(注15)</sup>

**注13**・京都ではこの後も、安政6年（1854）の西陣職人の打壊し事件以外、明治維新に至るまで暴力的な民衆行動が1件も発生していないのは、土地柄と住民気質の特異性によるのであろう。

**注14**・京都はこの大火以後も、明治維新に至るまで、文政13年（1830）7月の大地震と元治元年（1864）蛤御門の戦による兵火の2度にわたって大災厄を受けている。

**注15**・この種受刑者の大半は債務履行滞滞などの経済ノ

京都の復興は幕府にとってもゆるがせにできぬ重要問題であった。焼跡では2月早々より、周辺諸国の資材、人員を総動員して復旧作業が急ピッチで進捗して行った状況は、触書からもよくうかがい取れる。奉行所は数回にわたり罹災市民に大規模の賑給や恩貸を行うと共に、しばしば布令を出し、諸物価、運賃労賃などの高騰抑制に目を光らせている。それだけに、この広大な焼跡をめぐってさまざまの便乗利得をねらう者が後を絶たずに横行していたことを示唆している。

ともあれ、3月24日には公営の横死者追善法要を知恩院で盛大に営んでいるので、この頃には市街の応急復興にも一応目鼻がついたのであろう。このような過程を追って行くと、交代したばかりの幕府新政権の施策に従前とは打って変わった熱意と誠意が感じられ、次々と打出される時宜を得た指令と措置に、京都市民は安堵と信頼の念を懐いたと思われる。

京阪両都にとってこの年のもう一つの大イベントは、老中首座、松平定信の上洛と上方視察である。勤皇の志厚い定信は皇居復興を当面の最重要課題と考えていた。彼は5月9日江戸を発ち、25日着京、ただちに光格天皇と後桜町上皇に拝謁した後、鷹司関白らと御所再建計画についての折衝を短時日の間に済ませ、<sup>(注16)</sup>所司代に民政に関する然るべき指示を与えた後、30日には大阪を訪れ、僅か3日の滞在の間に精力的な視察を行い、奈良、伊勢（神宮参拝）を経て、6月28日帰東するというあわただしい日程であった。

しかしこの間に、在京阪幕臣の綱紀を肅正し、老中首座ならでの数々の特命事項を指示して、驚異的な成果を残している。その中で注目すべき事蹟は、先年丸毛前京都町奉行と結託して米買占を行い処罰された米商近江屋忠藏の欠所金2万両を罹災市民に復興資金

事犯で、刑執行の解除期間は焼亡地住民100日間、周辺住民80日間とされたが、最終的には全員特赦の恩典にあづかったようである。

**注16**・幕府は大火直後、いち早く皇居再建用に桧材だけは一切民需に使用させず確保に努めたことは触書にも見えているが、造営に当っては財政窮迫の折柄、出費の増大と皇居の古制復活という矛盾命題の調整に大いに頭を悩ませた。しかし有力諸大名からの多額の献金もあって寛政元年（1789）着工以来、2年足らずの突貫工事で見事完成し、翌2年11月22日、天皇は聖護院仮御所より古式に則って威儀を正した行列を組んで還幸された。

**注17**・重追放以上の刑に処せられた者に対する付加刑で、その所有する家屋敷および家財を没収し、競売に付して換金した金子をいう。欠所金はすべて公収されて幕府会計に繰入れられ、通常他目的に流用されることはなかった。

として貸付け、その返済利子で今後の荒災にそなえた備蓄米を購入、保管する“かといまい 囲米制度”を創設したことである。以後京都では明治維新に至るまで官民協力して囲米の管理に当り、屢々その恩恵に浴することができたのである。

この年の触書の終りに、京都では“近頃市民の気の緩みが出ている兆しがある”と警めており、大阪でも、江戸と機脈を通じた米価操作厳禁を通告している。天明飢饉の余殃はこの後も数年にわたり継続はするが、最悪の事態を何とかやり過して一息ついた両都の庶民が、“喉元過ぎれば……”のことわざとおり、再び泰平の世を楽しむ逸民の心情に還りつつあったことがしのばれて、何となく微笑ましくも感じられる。

#### 4. む す び

表1に掲げた諸事項については、なお論ずべき問題も多々あるが、冗長を避けるため割愛したい。筆者の当初の意図は経時的史料としてはまとまった性格を持つ奉行所触書を通じて飢饉にさいなまれた当時の都市庶民の生活実態をうかがう点にあったが、本来“上意下達”を目的とした触書類からは彼等の生活像を間接的にしか浮かび上がらせられなかったのは当然かもしれない。江戸期における都市細民の生活実態を正しく把握できる資料は極めて乏しい。しかし時代は遙かに降るが、明治初～中期の都市スラムで社会の最底辺に下積みされた人々の悲惨な生活を活写した幾つかの取材報告<sup>37,38)</sup>より類推しても、今日の常識では測り得ぬ程、貧しく汚穢にまみれたものであったと想像される。

改めて表1を通覧する時、なお少し論ずべき点として次の3つを指摘できよう。

① 京阪両都における奉行所の行政姿勢は天明6～7年の幕閣主脳交替を転機としてかなり大きな変化が見られること。

② 統治される側の両都住民は貧富を問わず、いずれも一筋縄では行かない“したたかな”存在であったと評し得ること。

③ 上記2点とも関連を持つことであるが、天明飢饉は単なる天災ではなく、むしろ多分に“人災的要因”が濃厚であったと考えられること。

まず①について考察すれば、田沼政権下の天明6年に至る迄の両都奉行所触には、民生ないし経済政策に関して一貫した施政が執られたとは受取り難く、物価抑制、窮民救恤或いは治安維持など、いずれも当面を糊塗する“場当りの”なものであったと評価せざるを得ない。

これは幕閣自体が明確なポリシーを欠いていたのか、両都町奉行にその人を得なかったのか、或いはその両方であったのかと考えざるを得ないであろう。

田沼意次の罷免（6年8月）より松平定信が老中首座に就任（7年6月）するまでの間、定信は“溜の間筆頭”大名として幕閣の助言者的役割を果たしていたであろうが、まさに田沼色を払拭・修正しようと努めていた過渡期であったのは触書の内容よりもうかがうことができる。その施策が徹底せぬうちに、7年5～6月の全国的な大騒擾という危機に直面し、急拠事態取捨の大任を荷って定信登場の運びに至ったのである。

これ以後の幕閣の刷新的政策が果敢周到であったのは7年末の諸座株制度撤廃や奢侈禁令などの触に、その姿勢が明瞭に表れている。さらに定信政権の試金石ともなった京都大火も短時日のうちに見事に事態を取捨し、寛政の新時代（9年2月改元）へ移行させたのである。

②については、田沼政権の積極的な“重商主義政策”が、座や株仲間の結成で特権を保証された商工業者を輩出させ、彼等の上納する運上や冥加金が逼迫した幕府財政を潤おすと共に、諸産業の活性化と流通の促進を土台とする開放的な天明文化の醸成に貢献した点はそれなりに評価される<sup>39~41)</sup>。しかし反面、かの有名な公然賄賂の横行や官僚の業者との癒着による私曲や汚職などの綱紀弛緩が、やがて国民全体の道義心退廃を招き、上下を問わず義を捨て利に奔る風潮を時流としてしまった責は免れないであろう。

京阪両都においても、富商は飢饉時の米や諸物資の枯渇をむしろ好機として便乗し、相場を操作して投機に走り暴利を貪る反社会的行為を一向恥としなかったのは、触書に見る度々の禁令によってもうかがわれる。實際上これらの取締りに何程の効果があったのかは疑問である。

一方、物価騰貴に生活どころか生命維持さえも脅かされた都市細民たちの不安と動揺は同情に値するが、官や富民の賑恤を受けるのが常態化してしまうと、逆に開き直って施行を強要したり、果ては張札や捨文で騒擾を煽動し、徒党を組んで治安を乱す者も少なくなかった事が触書よりもうかがわれる。

③については、さきに筆者が一儒生の筆録にもとづいて天保飢饉の実態を考察した際にも指摘したところであるが<sup>42)</sup>、天明飢饉の場合も、為政者側の無能とまでは言わない迄も責任感に乏しく手ぬかりの多い諸対策が災害の程度を必要以上に大きくした“人災的要素”を多々指摘するのは容易であろう。

少くとも京阪両都の住民に、長期にわたる不安と塗炭の苦痛を味わせたのは、当局の対応が必ずしも万全とはいえなかった責に帰すべきであることを、或る程度明らかにできたと考えている。

## 引用文献

- 1) 小鹿島果：日本災異誌（1894）〔復刻版・1973, 思文閣〕
- 2) 権藤成卿：日本震災凶饑政（1923）〔復刻版・1984, 有明書房〕
- 3) 本庄栄二郎：史的研究天災と対策（1924），大阪毎日新聞社
- 4) 司法省刑事局編：日本の飢饉資料（1932）〔復刻版・1977, 原書房〕
- 5) 西村真琴，吉川一郎：日本凶荒史考（1936）〔復刻版・1983, 有明書房〕
- 6) 東京府学務部社会課編：天災地変に関する調査・下巻（1938）〔復刻版・1986, 鳳文書館〕
- 7) 荒川秀俊：飢饉（1979），教育社
- 8) 中島陽一郎：飢饉日本史（1976），雄山閣
- 9) 荒川秀俊，宇佐美龍夫：災害（1985），近藤出版社
- 10) 森嘉兵衛，谷川健一編：日本庶民生活史料集成，7〈飢饉・悪疫〉（1970），三一書房
- 11) 特集・江戸時代の飢饉〈歴史公論，2，8〉（1976）雄山閣
- 12) 杉田玄白：後見草・下巻及付録，天明7（1787）〔燕石十種2所載〕
- 13) 松浦静山：甲子夜話正編・40，文政10（1829）〔東洋文庫321所載〕
- 14) 山田桂翁：宝暦現来集・2，天保2（1831）〔続日本随筆大成別巻6所載〕
- 15) 神沢杜口：翁草・103，寛政3（1791）〔日本随筆大成III-22所載〕
- 16) 橘 南谿：北窓瑣談・4，文政12（1829）〔日本随筆大成 II-15 所載〕
- 17) 本庄栄治郎，黒羽兵治郎監修：大阪編年史・12，13（1971）大阪市立図書館
- 18) 京都町触研究会編：京都町触集成・6（1985）岩波書店
- 19) 大阪市参事会編：大阪市史・3（1911）大阪市参事会
- 20) 鬼頭 宏：日本二千年の人口史（1983）PHP 研究所
- 21) 国史大辞典編集委員会編：国史大辞典・2（1980）吉川弘文館
- 22) 藤本 篤：大阪府の歴史（1969）山川出版社
- 23) 京都市編：京都の歴史・6（1973）学芸書林
- 24) 藤岡謙治郎編：日本歴史地理総説・近世編（1977）吉川弘文館
- 25) 白鷺：京町鑑，宝暦12（1762）〔新修京都叢書・10所載〕
- 26) 佐和隆研ら編：京都大事典（1984），淡交社
- 27) 大阪市史（既掲19）・1，2
- 28) 土肥鑑高：米と江戸時代（1980），雄山閣
- 29) 草間直方：三貨図彙，文化12（1815）〔活字版・1932, 白東社〕
- 30) 著者未詳：天明紀聞（著作年不詳）〔未刊随筆百種・2所載〕
- 31) 徳川実紀・10〔新訂増補国史大系〕（1935）〔復刻版・1982, 吉川弘文館〕
- 32) 大津市編：新修大津市史・4（1981）大津市役所
- 33) 青木虹二：百姓一揆の年次的研究（1966）大原新生社
- 34) 小野武雄編：江戸物価事典（1982）展望社
- 35) 西山松之助ら編：江戸学事典（1984）弘文堂
- 36) 国史大辞典編集委員会編：国史大辞典・3（1983）吉川弘文館
- 37) 横山源之助：日本の下層社会（1899）〔岩波文庫33-109-1〕
- 38) 西田長寿解説：明治前期の都市下層社会〔生活古典叢書・2（1970）光生館〕
- 39) 辻善之助：田沼時代（1915）〔岩波文庫33-148-1〕
- 40) 徳富蘇峰：近世日本国民史，田沼時代（1926）〔講談社学術文庫・608〕
- 41) 江上照彦：悲劇の宰相，田沼意次（1982）教育社出版サービス
- 42) 浅見益吉郎，高島功子：京都女子大学食物学雑誌38，27（1983）